	②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　「大判プリンタ」とは、幅が406㎜以上の連続媒体に対応する製品を含み、Ａ２又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3　プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表１－１　モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦15	≦1.0	要件の適用なし
15＜ipm≦24	≦0.10×ipm－0.5	
24＜ipm≦40		購入時において標準装備又は任意の付属品
40＜ipm≦44	≦0.35×ipm－10.3	
44＜ipm≦82		購入時において標準装備
82＜ipm	≦0.70×ipm－39.0	

備考）1　「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。１ipm（分当たりの画像数）とは、１分間にＡ４又は8.5″×11″の用紙１枚の片面を印刷することとする。Ａ４用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その２つの速度のうち速い方を適用する。以下表１－２、表２－１、表２－２、表３、表４、表５－１及び表５－２において同じ。

2　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．⑴」による。以下表１－２、表２－１及び表２－２において同じ。

表１－２　モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件の適用なし
10＜ipm≦24	≦0.10×ipm＋0.5	
24＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦44	≦0.35×ipm－6.0	
44＜ipm≦68		購入時において標準装備
68＜ipm	≦0.70×ipm－30.0	

表２－１　カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm＋2.8	要件の適用なし
19＜ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32＜ipm≦39	≦0.35×ipm－5.2	
39＜ipm≦58		購入時において標準装備
58＜ipm	≦0.70×ipm－26.0	

表２－２　カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm＋ 3.5	要件の適用なし
19＜ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26＜ipm≦39	≦0.35×ipm－3.0	
39＜ipm≦62		購入時において標準装備
62＜ipm	≦0.70×ipm－25.0	

表３　インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	５分	≦1.4W	≦１W
10＜ipm≦20	15分		
20＜ipm≦30	30分		
30＜ipm	60分		

備考）1　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表４、表５－１及び表５－２において同じ。

2　スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表６の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表４、表５－１及び表５－２において同じ。

3　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表２－３の３．⑵」による。以下表４、表５－１及び表５－２において同じ。